

(1) 身体障害者手帳・戦傷病者手帳

◎手帳の交付を受けている本人が運転する場合

戦傷病者手帳										手帳	身体障害者手帳					
第3款症	第2款症	第1款症	第6項症	第5項症	第4項症	第3項症	第2項症	第1項症	特別項症	障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
										視覚障害						
										聴覚障害						
										平衡機能障害						
										音声機能障害※1						
										上肢不自由		※2				
										下肢不自由						
										体幹不自由						
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害※4						
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害						
										心臓機能障害						
										腎臓機能障害						
										呼吸器機能障害						
										ぼうこう又は直腸の機能障害						
										小腸機能障害						
										ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
										肝臓機能障害						

◎生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合

戦傷病者手帳							手帳	身体障害者手帳					
第6項症	第5項症	第4項症	第3項症	第2項症	第1項症	特別項症	障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
							視覚障害						
							聴覚障害						
							平衡機能障害						
							上肢不自由		※2				
							下肢不自由			※3			
							体幹不自由						
							乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害※4						
							乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害			※5			
							心臓機能障害						
							腎臓機能障害						
							呼吸器機能障害						
							ぼうこう又は直腸の機能障害						
							小腸機能障害						
							ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
							肝臓機能障害						

(2) その他の手帳

療育手帳（愛護手帳）	障害程度が「A」の方
精神障害者保健福祉手帳	障害程度が1級で自立支援医療の費用の支給に係る番号の記載を受けている方又は精神通院医療を受けていることについて病院又は診療所から証明を受けた方

- ※1 「音声機能障害」については、こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限り、対象となります。
- ※2 「上肢不自由」の2級については、障害の程度が2級の1又は2級の2に該当する場合に限り、対象となります。
- ※3 「下肢不自由」の3級については、3級の1に該当する場合に限り、対象となります。
- ※4 「乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害」については、1上肢のみに機能障害がある場合は、対象となりません。
- ※5 「乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害」の3級については、1下肢のみに障害がある場合は、対象となりません。
- ※6 2つ以上の障害を有する場合は、併合の等級によらず個々の等級により該当の有無を判断します。
- ※7 令和2年度に減免申請を受けていた方で、引き続き同障害の程度で継続する場合は、上記によらず減免を受けることが出来ます。